

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

「DPC/PDPS 持参薬の取り扱い」 (MPI見解) Stu-GE用

株式会社日医工医業経営研究所 (日医工MPI)

作成：(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6288号 寺坂裕美

監修：(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4310号 山岸義彦

Stu-GE用加筆：(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男



DPC分科会で議論になった「持参薬の取り扱い」について、MPI見解資料を作成しました。本資料はあくまでも中医協議論を踏まえてのMPI見解であり、今後の通知等もご確認ください。

資料No.20160920-422S

株式会社日医工医業経営研究所

“持参薬”の取扱いについて（平成26年の通知）

DPC/PDPSにおいて“持参薬”の取り扱いについて問題になっている。

持参薬とは、患者が病院に入院する際に既に投薬を受けている疾患の薬剤をかかりつけなどの医療機関で投薬してもらい、入院時に持参する薬剤である。

持参薬があるとその患者のDPCデータの正確性が担保できないなどの問題もあり、原則禁止となっているが、医療機関では薬剤購入を減らすことができるため、多くの病院で持参薬の経験があるとされた。そこで持参薬ルールについて中医協（DPC評価分科会）で議論がなされ、平成26年3月19日の通知に特別な理由と認められない例が追記された。

通知（2016年度診療報酬改定前）

保医発0319第4号 平成26年3月19日『厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について』

入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該又は他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない（やむを得ず患者が持参した薬剤を入院中に使用する場合については、当該特別な理由を診療録に記載すること。）。

持参薬については、
その特別な理由を記載

中医協総会（平成27年12月16日）の提出資料

対応方針（案）

○持参薬に係るルールは現行を継続するが、やむを得ない理由がある場合に限る事を明確化する。また、データを提出頂いて今後更に検討することとしてはどうか。

2016年度診療報酬改定通知（平成28年3月18日）

平成28年3月18日厚生労働省保険局医療課長通知

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」

3 その他

赤字は2016年度改定で追加された内容

(2) 入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該又は他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない。なお、特別な理由とは、単に病院や医師等の方針によるものではなく、個々の患者の状態等に応じた個別具体的な理由であることが必要である(やむを得ず患者が持参した薬剤を入院中に使用する場合については、当該特別な理由を診療録に記載すること。)

平成27年度第7回 DPC評価分科会より（平成27年11月16日）

○特別な理由として認められる例

『臨時採用薬が使用可能となるまでの入院初期（2日程度）の持参薬使用』
『退院後不要となる薬剤の使用』等

○持参薬を使用した場合には使用量も含めたデータ入力（EF統合ファイル）を求める。
次々回以降診療報酬改定（平成30年以降の改定）においては当該データを元に議論を行う。

2016（平成28）年度診療報酬改定における見直し（EF統合ファイル）

EF統合ファイルの見直しについて
【新規項目】2016年9月末まで経過措置
(2016年10月分データから必須入力)

項目名	対象患者	内容	考え方
持参薬	EFファイルを出力する患者	持参薬を使用した場合は薬剤ごとに出力。	持参薬の検討のため、EFファイルに点数情報を含めて記載を求める。

【持参薬の扱い】

持参薬とは、今回入院以前に自院又は他の病院等で処方された薬剤を患者が持参し、自院で入院中に使用した薬剤とする。持参したものの使用せずに持ち帰った場合等については出力対象としない。

EFファイルに出力する際は、入院した病院において入院中に処方した薬剤と同様の仕様で使用量、基準単位、出来高実績点数などを設定すること。ただし、行為点数および行為薬剤料は「0」とし、行為明細区分情報の持参薬区分には「1：当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして使用」または「2：当該入院の契機となる傷病の治療に係らないものとして使用」を設定することとする。また、持参薬処方区分には「1：自院が処方した薬剤」または「2：自院以外が処方した薬剤」を設定することとする。

また、出来高実績点数については、包括、逡減などを考慮しないで医科点数表に準じて計算した点数を設定すればよい。

実施年月日については、当該入院期間中の日であれば、薬剤を使用した日でなくてもよい（例えば、退院日に入院期間中に使用した持参薬をまとめて出力してもよい。）。

平成28年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料より

MPIの見解 1

なぜ持参薬の取扱いが厳しくなると考えるのか？

(MPI見解)

使っても良い事例と、いけない事例が通知で明確になったため。(通知違反とされる可能性がある)

平成27年特別調査(アンケート)によると、『原則』に対しては一定の理解が示されている一方、約6割の病院が入院の契機となる傷病の治療に係る薬剤について持参薬を使用した経験があるとの結果だった。

DPC評価分科会で特に問題となったのは、『化学療法あり』の症例で、持参薬あり・なしでデータを比較すると、1日当たり包括範囲薬剤点数が約170点(1,700円)も差があることが示され、DPCの点数が歪められている可能性が指摘された点であり、原則を明記した平成26年3月の通知に加えて、平成27年11月に持参薬使用を認める例が明記された。

包括範囲における薬剤の使用実態について

平成26年4月～平成27年3月のDPC対象病院のDPCデータの集計を行った。

①持参薬あり・なしによる集計

		一日当たり包括範囲薬剤点数				
持参薬使用の有無	件数	平均	標準偏差	25%TILE	50%TILE	75%TILE
有	2,590,681	655	2,043	43	109	361
無	1,586,407	647	3,680	34	76	239

②化学療法あり症例における 持参薬あり・なしによる集計

		一日当たり包括範囲薬剤点数				
持参薬使用の有無	件数	平均	標準偏差	25%TILE	50%TILE	75%TILE
有	438,581	2,518	3,282	656	1,330	3,052
無	201,398	2,682	3,674	693	1,429	3,222

1日170点、もし入院日数が10日
であれば1700点 = 1万7千円の差

平成27年12月16日中医協総会資料より
(一部日医MPI補足)

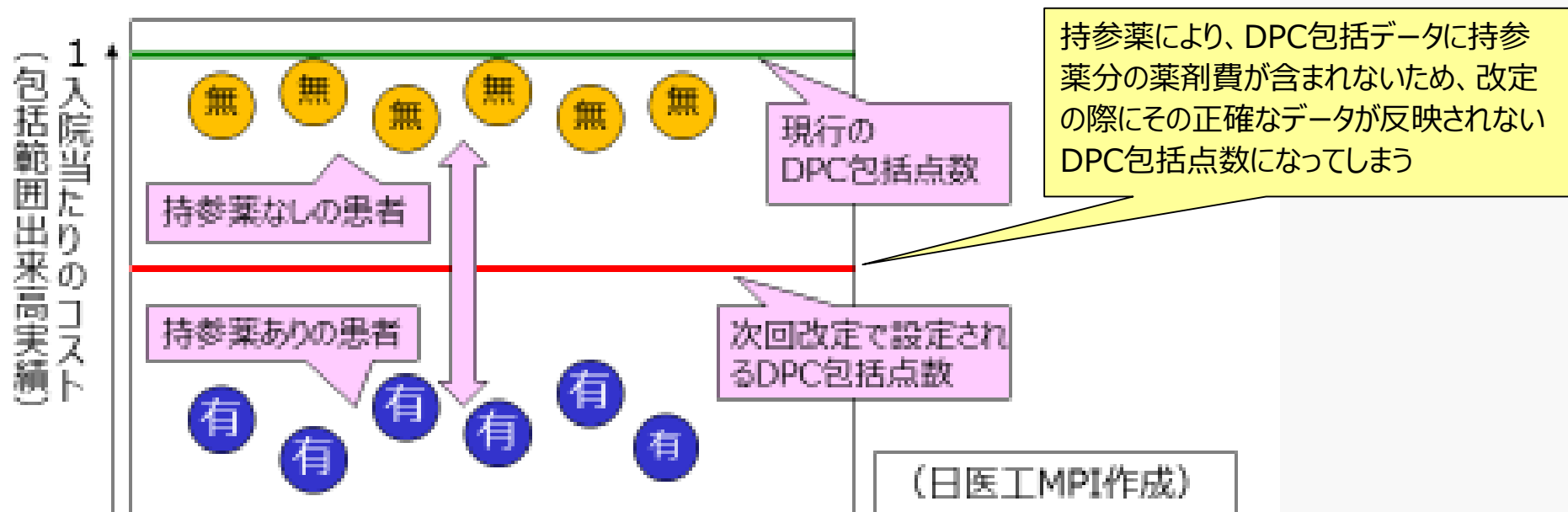
MPIの見解 2

そもそもなぜ持参薬を使用してはならないのか？

(MPI見解)

DPCの点数（診断群分類点数表）は、各病院から提出された医療資源投入量のデータ（EF統合ファイル）を基に設定されている。

しかし持参薬を使用すると入院中に使用された（治療に必要な）薬剤のコストが正確にデータに反映されず、診断群分類点数は実態より低い設定になってしまう。そうすると治療に必要なコストをかけている病院（持参薬を使用しない病院）がコスト割れを起こす可能性が生じ、またその疾病の治療に必要とされるコストが正確に把握できなくなってしまう。



MPIの見解 3

特別な理由として認められない場合の持参薬使用にペナルティはあるか？

(MPI見解)

ペナルティについて特に明記されていない。しかし以下の可能性が考えられる。

(レセプト返戻)

レセプト請求時にはEFファイルを添付することになっているため、レセプト審査は可能

(中医協召喚)

ルールとして認められていない事を行っていることで中医協ヒアリングの対象となる可能性

(個別指導など)

個別指導などで持参薬使用を指摘された場合に返還請求される可能性

あくまでもMPI見解としての「可能性」です

“持参薬” 今後の課題

【前提】

DPC制度における診断群分類点数表には、入院中に使用される薬剤費も含まれた点数を設定している。

【論点】

持参薬を使用した場合には、二重に点数を計上する事になるのではないかと指摘があり、実態を把握し議論をする必要がある。



平成28年10月より、入院中に持参薬を使用した場合は、薬剤名・使用量等をEFファイルに出力する。
※当該入院期間中の日であれば、薬剤を使用した日でなくてもよい（退院日に一括出力も可とする。）。
※つまり、全く持参薬を使用しない場合には出力の必要はない。

平成28年度第1回DPC評価分科会配布資料「平成28年度診療報酬改定の概要（DPC制度関連部分）」より
（平成28年5月25日）

（1）次期改定に向けた検討課題

- ⑤ 請求に関するルールについて
- ・ 持参薬のあり方について 等

持参薬については、
次回改定の継続審議となっている

平成28年度第1回DPC評価分科会配布資料「今後の検討課題について」より（平成28年5月25日）